

令和5年9月7日招集

令和5年

第6回若桜町議会定例会会議録

(令和5年9月21日)

若桜町議会事務局

令和5年第6回若桜町議会定例会（第3号）

招集年月日	令和5年9月21日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時00分			
応 招 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番		10 番	山 根 政 彦
不 応 招 議 員				
出 席 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番		10 番	山 根 政 彦
欠 席 議 員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司
	副 町 長	川戸 伸二	教育委員会次長	小林 貴之
	総 務 課 長	山口由企夫	町 民 課 長	川戸 康之
	企画政策課長	谷本 剛	福祉保健課長	藤原 祐二
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	地域整備課長	竹本 英樹
	税 務 課 長	下石 裕美	地 籍 調 査 課	矢部 広一
	経 済 産 業 課 長	中島 毅彦		

会議の顛末
本会議（9月21日）

議長（山根政彦）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は、9人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第83号 専決処分の承認について、専決第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第83号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり承認されました。

日程第2

議案第84号 専決処分の承認について、専決第8号 若桜町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第84号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり承認されました。

日程第3

議案第85号 専決処分の承認について、専決第9号 若桜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第85号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり承認されました。

日程第4

議案第86号 専決処分承認について、専決第10号 簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第86号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり承認されました。

日程第5

議案第87号 令和4年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第88号 令和4年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第89号 令和4年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第90号 令和4年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第91号 令和4年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第92号 令和4年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第93号 令和4年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第94号 令和4年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第95号 令和4年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の

認定について、議案第96号 令和4年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第97号 令和4年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、を一括して議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、中尾理明議員。

決算審査特別委員長（中尾理明）

若桜町議会報告第18号 決算審査特別委員会審査報告書

1 付託案件の名称、議案第87号 令和4年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第88号 令和4年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第89号 令和4年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第90号 令和4年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第91号 令和4年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第92号 令和4年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第93号 令和4年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第94号 令和4年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第95号 令和4年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第96号 令和4年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第97号 令和4年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

2 審査の経過、令和5年9月7日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、9月13日、14日、15日、19日、20日の5日間にわたり委員会を開催し、町長ほか各課長並びに関係職員の出席を求め、慎重に審査を行ったので、審査の結果を次のとおり報告します。

3 審査の結果、当委員会に付託された議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号は認定すべきものと決定しました。

議長（山根政彦）

ただいま委員長から報告がありました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第87号から議案第97号までを一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

議案第87号から議案第97号までは、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号から議案第97号までは委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第6

議案第103号 若桜町特別医療費助成条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第103号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第104号 若桜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第104号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第105号 若桜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第105号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第106号 令和5年度若桜町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長(上川元張)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第106号 令和5年度若桜町一般会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億3,620万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億8,349万8千円とするものでございます。また、第2条の地方債の変更は「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。分担金及び負担金では、台風7号の大雨被害による農地及び農業用施設災害復旧に係る受益者負担金261万9千円を、国庫支出金及び県支出金におきましても、台風7号の大雨被害による災害復旧事業補助金として1,619万9千円、5,317万5千円をそれぞれ追加しております。

繰入金では、財源不足を補うため、財政調整基金繰入金2,951万5千円を増額いたしました。諸収入では、総合賠償補償保険金9万4千円を追加しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。衛生費では、簡易水道特別会計への繰出金394万5千円を、土木費では、中之島公園、河川公園及び桜づつみ公園内に設置しております外灯を、水銀灯からLEDへ改修するための費用593万7千円を追加いたしました。

教育費では、損害賠償に係る費用9万5千円を追加しております。

災害復旧費では、台風7号により被災した農地及び町道等の復旧事業費として、農地災害復旧事業に4,644万2千円を、農業用施設災害復旧事業に2,963万3千円を、林道用施設災害復旧事業に1,685万円を、町道災害復旧事業に1,465万円を、河川災害復旧事業に1,865万円をそれぞれ増額しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長(山根政彦)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第106号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第107号 令和5年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長(上川元張)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第107号 令和5年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ394万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億3,794万5千円とするものでございます。

歳入では、他会計繰入金に394万5千円を追加し、歳出では、簡易水道施設費で落雷に起因すると思われる若桜第3水源の水位計積算データ記録計及び上高野加圧ポンプ制御盤の故障を修繕するための費用394万5千円を追加しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長(山根政彦)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第107号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第108号 工事請負契約の変更契約の締結について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長(上川元張)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第108号 工事請負契約の変更契約の締結について、でございますが、これは、氷ノ山グラウンド造成工事の請負契約を変更することについて、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、次のとおり本議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、1 工事名、氷ノ山グラウンド造成工事。2 工事場所、八頭郡若桜町大字眷米。3 契約の相手方、八頭郡若桜町大字若桜1111番地5、中一建設株式会社 代表取締役 中尾仁。4 変更契約金額、金7,515万9,700円。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長(山根政彦)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第108号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議

ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第109号 損害賠償の額を定めることについて、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第109号 損害賠償の額を定めることについて、でございますが、これは、令和5年8月28日、若桜学園生徒が円盤投げの練習を行っていた際、投げた円盤が誤って駐車中の車両に当たり、フロントドアに損傷を与えたものであり、損害賠償を行うものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第109号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(追加日程配布)

議長（山根政彦）

休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

ただいま町長から議案第110号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議案第110号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1

議案第110号 若桜町監査委員の選任について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第110号 若桜町監査委員の選任について、でございますが、次の者を若桜町監査委員に選任したいと思いますので、地方自治法第196条第1項の規定により、本議会の同意をお願いするものでございます。

住所、八頭郡若桜町大字赤松〇〇番地〇。
氏名、谷口秀昭、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第110号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第13

請願第15号「物価高騰に見合う年金額引上げの意見書提出」に関する請願書、を議題とします。

本件に関し、総務産業教育民生常任委員会委員長に報告を求めます。

総務産業教育民生常任委員会委員長、山本晴隆議員。

総務産業教育民生常任委員長（山本晴隆）

若桜町議会報告第19号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。1 付託案件の名称、請願第15号「物価高騰に見合う年金額引上げの意見書提出」に関する請願書。2 審査の経過、令和5年9月7日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、9月20日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので結果を次のとおり報告します。

3 審査の結果、当委員会に付託された請願第15号は、不採択とすべきものと決定いたしました。以上でございます。

議長（山根政彦）

ただいま、総務産業教育民生常任委員会委

員長から報告がありました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。8番中尾。

議長（山根政彦）

反対討論ですか、賛成討論ですか。

原案賛成の方の発言を許します。中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、請願第15号に賛成討論を行います。今年度の年金支給額について、NHKのウェブニュース記事は、年金支給額3年ぶりに引き上げられるものの、実質的には目減りとの見出しで次のように伝えています。

厚労省は去年の物価の変動率がプラス2.5%、名目賃金の変動率がプラス2.8%となったことを受けて、支給額は3年ぶりに前の年度より引き上げられ、67歳以下は2.2%、68歳以上は1.9%それぞれ増える。ただ、今回の改定では、年金支給額の伸び率よりも低く抑えるマクロ経済スライドと呼ばれる措置が3年ぶりに適用されたため、本来の伸び率よりも0.6%抑えられたことから、実質的には目減りすることになる。

年金名目額から物価上昇分を差し引いた実質年金額は、10年間で6.7%も減らされ、さらに、その上に今年の実質減額は高齢者の生活実態を無視したものと云わざるを得ません。

今、生活必需品の高騰が際限なく続いています。年金で暮らす高齢者は、エネルギー関連など物価上昇が激しい品目が家計消費に占める割合が、他の世代と比べて大きいという特徴もあり、物価上昇の影響は他の世代より大きいと言えます。高齢化が進む我が若桜町にとっても、年金は地域の所得と家計消費に

高い比重を占めており、地域経済を支える役割を果たしています。

そういう点でも、物価高騰に見合う年金の引上げは大きな意義を持つと言えます。国は、将来世代の若者にしわ寄せが来ないように、世代間の公平を図るとして年金引上げを抑制してきましたが、本当に将来世代の若者に負担をかけないように年金受給者である高齢者が我慢しなければならないのでしょうか。

私はそもそも若者と高齢者をてんびんにかけるような考え方は間違っていると思います。若者もそのうちに高齢者になります。老いも若きも一致協力して、よりよい年金制度を構築すべきです。そのことを国には真剣に考えてほしいと思うものです。

以上で、請願15号に対する賛成討論とします。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

議員（梶原明）

3番梶原。

議長（山根政彦）

反対討論ですか、賛成討論ですか。

原案反対の方の発言を許します。梶原明議員。

議員（梶原明）

請願第15号に対し、原案反対の討論をさせていただきます。物価高騰により年金者が苦しむ事実は認めるところであります。国をはじめ、県や若桜町でも、補助や光熱水費対策としての助成を行っております。

また、物価高騰ありきで、安易に年金のプール金などを使用して、年金額を上げることは、これからの若者に対しても、不安をあおることになると考えますので、原案に対し反対いたします。以上です。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

議員（山本安雄）

はい。

議長（山根政彦）

反対討論ですか、賛成討論ですか。

原案賛成の方の発言を許します。山本安雄議員。

議員（山本安雄）

先ほど中尾議員からも発言がありましたが、物価高騰につきましては、こうやって新聞、テレビ報道で生活必需品が高騰しておって、生活に影響及ぼしているということは、皆さんはご存じのとおりだろうと思います。その対策としまして、確かに先ほど梶原議員がおっしゃいましたように、国や県やいろんな助成制度は設けられておるところであります。

それで、このたび、8月の県政だよりを見ますと、鳥取県もやはり物価高騰に対して、緊急対策事業をやっていらっしゃいます。LPガス料金高騰対策事業だとか、医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策の支援事業。それから物価高騰を乗り越える事業者支援ですね。それから学校給食等の負担金軽減事業、それぞれ事業をやっていらっしゃいます。

これに対しては非常に我々感謝しなければならないということは認識しておりますが、年金受給者に対しての助成ということにはなっておりません。確かに助成制度はありますが、年金受給者に対しても、特に若桜町は高齢化社会になっておりまして、年金受給者の割合は非常に高い町だと思っております。

そういう意味では、ぜひとも年金の金額引き上げまして、この請願に対しては賛成をいたします。以上です。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。反対討論ですか、賛成討論ですか。

原案賛成の方の発言を許します。森田二郎議員。

議員（森田二郎）

2番森田です。あるテレビ番組見て、1人住まいの高齢者が、月2万5千円の年金で光熱費を抑えるために、この猛暑の夏をエアコンもつけず、食費も抑えながら生活されているということが報道されました。

このように弱い立場の人たちの声なき声を代弁していくことで、政策が動いていくことになるはずです。よって、この請願をきっかけに対症療法ではなく、年金を引上げ、早期に年金改革は進められることを期待し賛成します。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

反対討論ですか。原案反対の方の発言を許します。小林誠議員。

議員（小林誠）

この請願書があったわけですけども、内容は物価高騰に見合う年金の引き上げと、引き上げることによって、町に経済効果がつくれるという請願書だったと思います。

発展して年金がどうだこうだと言うのはこの中にはない。そして、私はその会の中で、人生百年と言われる時代で、今の年金制度、例えば65歳から年金をもらうとしたら35年間、人生の3分の1は年金で生活をするような日本は国になってしまうと。その辺の根本的なことをもう一回検討しての要請なら、我々も賛同もあったかもしれませんが、ただ、物価が上がるから、年金も上げたほうがええと、また、年金が上がればそれは地域にも反映されるからというだけでは、納得がい

かんということで反対をしたわけでありまして。何か、どんどん、どんどん、先にいろんなことが入ってきているのも、私はおかしいなと思ってるのでございます。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

請願第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

請願第15号を、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、請願第15号は不採択とすることに決定しました。

日程第14

議員提出議案第6号 若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。小林誠議員。

議員（小林誠）

議員提出議案第6号 若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

別紙のとおり、若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年若桜町条例第114号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出をする。

令和5年9月21日提出。提出者、若桜町議会議員小林誠。賛成者、若桜町議会議員 川上守、同じく若桜町議会議員 山本晴隆、同じく若桜町議会議員 梶原明。

はぐっていただきまして、若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一

部改正する条例ということで、若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年若桜町条例第114号）の一部を次のように改正するというので、対照表を上げていますけども、取りあえず、改正後のほうの表を読ませていただきたいと思います。

第1条として、若桜町議会の議長、副議長、常任委員会の委員長、議会運営委員会の委員長及び議員の議員報酬を次のとおり改正するというので、議長318,000円、副議長が237,000円、常任委員会の委員長が月額228,000円、議会運営委員会の委員長が月額228,000円、議員が220,000円ということでございます。

附則として、条例は令和5年の10月1日から施行するというので提出をさせていただいております。

もう1つの裏のほうに理由もありますけど、これはあくまでも審議会やそういったことで諮問をし、答申をいただいたということで記載をしておるものがございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議長（山根政彦）

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。谷口貴議員。

議員（谷口貴）

失礼します。質疑としてふさわしくないかもしれませんが、ちょっと1年生議員だと思ってお許しください。平成28年12月頃に報酬審議会を経て、報酬を上げるような話があったと思うんですけども、それを否決された経緯をできれば詳しく教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。小林誠議員。

議員（小林誠）

私も3期の議員でございます。たまたまそのときには1期の議員として在籍したという経緯もありますので、わかる範囲でやってよかったですら説明をしたいと思います。

当時、資料を事務局のほうがつくっていたので、28年の12月に審議会があり、それの答申の下で29年の3月の定例会で、特別職の報酬並びに議会の特別職の給料の提出がありました。

それで、ただ、そのときに私もある程度、強く否決をする理由は、ちょうど職員のラスパイレスの指数の公表が、多分、日本海新聞さんだったと思うけども、あったと思います。そのときに、若桜町の職員は断トツ一番下だったということでの公表がありました。

これについて、我々は、でも、職員が頑張ってくれんと町はよくならんで、町長。その辺のことはどう考えられるんだという話で、突きつけました。ただ、定例会中の中だったので、執行部もこのラスパイレスのその根拠というか、そういったものはなかなか算出が難しいというようなことで、なかなか3月の中での結論は出んということで、あえて私たちはそういうことがあったので、特別職の報酬・給料を否決したということです。

ただ、それだけじゃなしに、議員も、でも我々が、それを認めるわけにはいかんがな、ということで議員の報酬も一緒に落としました。それから後、頑張っていたら、多分、執行部はいろいろ検討する中で、職員がおられますけども、係長さんクラスを4人かぐらだったと思うんで、これ公表がなかったんで分からんですけど、多分係長から課長補佐にして、少しでもラスパイレスの数値が上がるような計画はされたということはちょっと耳にしております。

それで、再度、特別職は9月の定例会でもう一度出すからということで出されました。そのとき、町長の給料が732,000円だ

と思います。それを800,000円、それから副町長の給料が579,600円を632,000円、それから教育長の給料を542,700円を592,000円ということで、多分現在もその数字が続いているのかなということだと思います。

ただ、我々は落とした手前、それから6年間、ずっとその答申をいただいたものを落としたわけですから、そのときの報酬でずっと6年間きております。ただ、それ以前に22年から多分今の議員の報酬はひとつも変わっていない状況だと僕は思っております。

それと、谷口議員の中で答申だという話がありましたけど、確かに答申をいただきながら、それを否決するという非常識なこととしたわけですが、現在のこの答申についても、施行日が6年の4月1日が望ましいという答申をいただいております。

ただ、私は、副議長をしておりますし、今、議長は県の議長会、この議会のトップに君臨されております。そして、活動力というか、行動力というか、そういったものは本当に計り知れぬ日数が費やされております。せめて私は、1日も早く、何とかその上がったお金が議長の手元に行き、そしてますます活躍をしていただくことを思い、この10月1日という決断をしました。

それで、私的には、まず皆さんにこの6年間、古いままの報酬で申し訳なかった、なおかつ議長は本当で頑張っていたかと思っておりますので、少しでも、それで、今度県の議長会の議長は2年なので、半年、今、たっしておると思います。4月まで行ったらもうあと半年です。じゃあ、残りはまだ1年しかないような状況もあるので、できるだけ早く施行をしてあげたいという副議長としての思いも含めて、10月1日ということで提出をさせていただきました。

ご理解をいただきたいと思います。

議長（山根政彦）

ほかに質疑はありませんか。

森田二郎議員。

議員（森田二郎）

2番、森田です。答申は尊重するものであります。この議案が可決されれば、10日後の10月1日の施行ということになります。

先ほど説明にありました、議長さんが頑張っておられると、皆さんが頑張っておられるというのは非常によく分かるんですけども、ただ、専門家の意見によれば、定数削減又は報酬を上げるといったことについては、町民の理解が必要だと、そういうご意見があります。それを考えると、町民に理解が浸透する期間が必要かと思っております。そうすれば、答申のとおり令和6年4月1日の施行も非常に妥当ではないかと思っておりますが、この10月1日施行されると、というのは少し焦った感を示すことになるのではないかと考えます。それについて、もう少し詳しい説明をお願いします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。小林誠議員。

議員（小林誠）

報酬については、審議会、これは町民の代表を含めた中での話をしておられるので、我々がその答申について金額はどうだとかという話はしたくないと思いますけども、ただ、言われた施行日について、先ほど言いましたけども、本当で頑張っていたかという思いもあつての私の考えであります。

それから、森田議員が言われた、町民に周知を町民に周知をって言いますけども、この報酬の話はもう私が出たときから集落座談会含めて、報告会含めて、町民には投げかけております。

なおかつ、6年前にはこれと同じ答申をい

ただいたんだけど、逆に議会がそういう、先ほど言いましたけども、理由をもって否決をしたということもあります。これについて町民からよくやったなというような話は一言もありませんでした。

やっぱり議員はやっぱり自分なりになるかも分かりませんが、最大限の努力をして活動するというのが町民に分かれば、報酬にしてもいろんなことにしても理解は得られると私は思っております。

議長（山根政彦）

ほかに質疑はありませんか。

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

先ほどから議長も非常に頑張っておられる、そのとおりでもあります。それと、6年前に町民の皆さんには議員報酬についてはいろんな話をしているということでありましたが、議員活動、議会活動として町民の方々は、どのように判断しておられると認識していらっしゃるのかお尋ねします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。小林誠議員。

議員（小林誠）

大変申し訳ないですけども、私の支持者にはそれなりの話はできるんですけども、不特定多数には、それぞれ皆さんも、選ばれてはないんですけども、代表としての責任があると思っておりますので、その辺は自分で把握をしながら、そして、反対するな、反対せいやと言われれば反対されればいいと思うし、いやいや、でもよくがんばっているから、認められるべきだわって言われれば認められる。それは議員個々の私は考えだと思えます。

ただ、私はひとつ、町長もおられるので、言いたいのは、議会は執行部と両輪だという

話を昔からよくされる議員さんがあると思います。両輪って何なんですか。議論をするだけでいいんですか。いや、そうじゃないでしょ、この町の大きな問題があるでしょ。

例えば、お金がない、税収がない、じゃあ、これはこの町をするためには何が必要なの。だったら、昨年11月にも東京に町長を含めて議員も陳情に上がりました。その結果、びっくりするような制度もつくっていただいたと私は思っております。

我々が行動することによって、町の税金以上のものが私は入ってくる可能性というか、協力いただける可能性はできると思います。そういうことをやっぱりもっと町民に理解をしてもらおう仕掛け、そういうことをしていけば、自然と議員の活動ってすごいことしょうがな、いうことも当然出てくると思います。

ただ、自分だけのアピールだけで終わらせることでなく、やっぱり全体の議員活動やそういったことをもっと皆さんがアピールをしていただければ、町民の理解はますます深まってくると私は確信をしております。

議長（山根政彦）

ほかに質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。8番中尾。

議長（山根政彦）

反対討論ですか。

原案反対の方の発言を許します。中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、議員提出議案第6号に反対です。私

は昨年2月の選挙で改選された新しい議会、初めての議会改革特別委員会で、議会の改革というならまずやるべきことは、議会の民主化、すなわち、請願権を抑制する陳情の取扱い制限を撤廃すること、二委員会制の復活が必要であると主張しました。

また、私は今年9月1日の特別委員会で、今期に入って前議会で行った各議員の定数、報酬についてのアンケートが行われていないことを取り上げ、それをやらないのは新人議員をないがしろにするものであると批判しましたが、退けられました。

6月定例会では定数削減し、そして、本9月定例会では報酬の引き上げの提案がされたことに対し、極度の違和感を覚えるものです。定数と議員報酬は連動するものではありません。議員の成り手が少ないことへの解決策として、報酬の引き上げを求める意見がありますが、私は直ちに同意できません。むしろ、勇気を奮って立候補をし、町民の支持を得て議員になったとしても、その議会に民主的環境が存在しなければ新しい議員の新鮮な活動意欲もそがれてしまうのではないのでしょうか。

また、私は議員報酬については、労働の対価ではなく、単純には額の多々は判断できないと考えます。議員報酬の引上げの前に議会がなすべきことは、議会が民主化であり、そのことを顧みることなく提案された本議案に対して同意することはできません。以上で反対討論を終わります。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

議員（山本晴隆）

6番山本。

議長（山根政彦）

反対討論ですか、賛成討論ですか。

原案に賛成の方の発言を許します。山本晴

隆議員。

議員（山本晴隆）

私は、議員提出議案第6号に賛成の立場で討論させていただきます。近年、議員の成り手不足が全国的に広がり、本町でも今期の選挙は無投票で議員が決まりました。ただ、手を挙げただけでした。選ばれていません。

報酬だけで成り手不足を解消できないとは思いますが、1つの要因であると考えます。当議会は県内でも一番町最低の報酬額であり、県全体の議会改革にも大きく遅れをとっておるものでございます。また、議員活動においても、常任委員会を一委員会で一委員会制を導入するなど、先ほど、二委員会のほうがいいと言われましたが、こちらのほうがかなり効率的だと考えております。

さらに、議員座談会では、全集落訪問など他町にはない取組を多くしております。よって、議案第6号に賛成いたします。以上です。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

議員（谷口貴）

はい。原案賛成。

議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。谷口貴議員。

議員（谷口貴）

報酬に見合った以上の議員活動、もしこの案が可決されればしていかないといけないというプレッシャーはありますけども、町民に対して恥ずかしくない活動をしていこうと思いますので、原案に対し、賛成したいと思います。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。反対、賛成。
原案賛成の方の発言を許します。森田二郎議員。

議員（森田二郎）

2番森田です。先ほど言いましたように、答申に反対するものではありません。答申は尊重します。そして、原案にも賛成をしたいと思えます。ただし、議員定数削減のパブリックコメントの賛否の中にありましたが、両方とも、もっと町民の意見に耳を傾けてほしいというそういう思いを受けて、今後一層町民の意見に耳を傾け、建設的な意見による討論が交わされること、そして、議会改革が進められることを前提に賛成いたします。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。反対、賛成。
原案反対の方の発言を許します。山本安雄議員。

議員（山本安雄）

前段の話としまして、先ほどの請願の物価高騰に見合う年金の引き上げのこの請願、これには、私は原案賛成をしたということですが、矛盾を感じられる方もあるかと思ってちょっと発言しておるですけども、皆さんご存じのとおり、年金は加入者の積立金が原資であるということなんで、議員報酬とは財源が大きく異なっているということを、まずもって発言させていただきたいと思えます。無投票を避けるために、パブリックコメントを実施して、6月定例会で議員定数を削減しました。

これは、先ほど森田議員のおっしゃったとおりなんです、その後、報酬等審議会で答申がありました。答申はやっぱり尊重すべきだと私も思っております。定数削減や報酬の増額が、議員の成り手不足の解消の大きな原因でないと思っております。

先ほどありましたように、若桜町議会は座談会もやっていますし、それと一委員会によって効率的に議会運営をやっているという発言もありましたが、効率的なことがいいわけでも何でもないと思っておりますし、まずは議員活動、議会活動、これからどう変えていくのかということのほうが先であると、私はその後であれば、報酬の増額ということもあろうかと思いますが、まずは、まずは議員活動、議会活動をどう変えていくか、これが最初だと思っております。よって、原案を反対いたします。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。
原案賛成の方の発言を許します。梶原明議員。

議員（梶原明）

3番の梶原です。皆さん、いろいろ説明をしていただく中で、6月定例会において、前期から議論されてきました議員定数の削減が可決されました。その当時から、議員の定数とか報酬というものは、関わっておるもんだと、やっぱりそのように私は逆に考えているところがありました。それで、今回の議員報酬についても、同じように議論されてまいりました。

ただ、定数減に合わせそうになったというよりも、私は議論の上でこのようになったと考えますし、また、議会の中でもいろいろな改革に取り組み、議長をはじめ、皆で当議会改革に取り組んでまいってきております。

いろいろな効率、先ほど効率的ではというところがありましたけれども、私は効率ということは大切なことではないかなと考えています。そういった中で、若桜の前々期の、例えば先ほど言いましたが、若桜町特別職報酬等審議会の答申を尊重するためにも、減額されていた報酬を速やかに元に戻すべきと考え

るため、原案に対し賛成いたします。以上です。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

議員提出議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第15

「閉会中の継続調査」について、を議題とします。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

各委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第16

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配布しました議員派遣の件のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件につきましては、

原案のとおり決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和5年第6回若桜町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時04分 閉会